

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	損害賠償の受給による給付の制限
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	予防接種法第 18 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法第 18 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 定期又は臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けるべき者が、同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことがある。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	賠償受給額相当額の返還命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	予防接種法第 18 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法第 18 条第 2 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 定期又は臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けた者が、同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額の返還を求めることがある。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正受給者からの給付額の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	予防接種法第 19 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法第 19 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 偽りその他不正の手段により予防接種による健康被害に係る給付を受けた者があ るときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額 の全部又は一部を徴収することがある。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	予防接種の実費の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	予防接種法第 28 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法施行令第 1 条の 3、第 33 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>予防接種法施行令第 1 条の 3 に規定する疾病について同条に規定する者が予防接種を受けたときは、予防接種を受けた者又はその保護者から、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p> <p>なお、実費とは、予防接種法施行令第 3 3 条の規定により、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日